

同族会社の役員給与の改定

Q : 特殊支配同族会社の役員給与の取扱いが改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 損金不算入制度から除外される給与の基準所得金額が1,600万円に引き上げられました。

【解説】

お尋ねの制度は、平成18年度に新設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入という制度で、次のような内容のものです。

特殊支配同族会社(同族会社の業務を主宰する役員(業務主宰役員)及びその同族関係者で発行済株式の総数の90%以上の株式を有し、かつ、常務に従事する役員が過半数を占める会社)の業務を主宰する役員に対する給与は、給与所得控除に相当する部分として計算される金額が損金の額に算入できません。

ただし、その同族会社の基準所得金額(所得金額と所得金額の計算上損金の額に算入されたその業務主宰役員給与の額の合計額の直前3年以内に開始した事業年度における年平均額)が800万円以下である場合又は、基準所得金額が800万円超3,000万円以下であり、かつ、その基準所得金額に占める業務主宰役員給与の額の割合が50%以下である場合には、この規定は適用されません。

平成19年度の税制改正では、この取扱いのうち800万円の基準が1,600万円まで引き上げられました。

対象となる事業年度は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度からです。

